

令和7年3月31日

全ての職員がもちあわせる能力を十分に発揮し、安心して働くことができる雇用環境の整備を図り、仕事と子育てを両立させることができる具体的な取り組みを推進する。社会との共存を図りながら福祉事業活動を促進するため、以下の行動計画を定める。今後、この行動計画に沿って積極的な子育て両立支援のための取り組みを進めるものとする。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日(5年間)

2. 内 容

○妊娠中の労働者及び子育てを行なう労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1	男性の子育て目的の休暇の取得促進。
-----	-------------------

目標達成のための対策（令和7年4月～）

- ①就業規則の見直しを検討する。（配偶者出産休暇制度導入）
- ②男性当事者自身が休暇を取ることのメリット等を知る機会（広報及び研修）を計画し、全職員への周知を図る。
- ③休暇が取りやすい環境を整える。

目標2	育児・介護休業法に基づく育児休暇等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。
-----	--

目標達成のための対策（令和7年4月～）

- ①職員に制度の周知を図る。
- ②安心して休業できるよう、休業期間中及び復帰後の処遇についての文書を通知する。

○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3	年次有給休暇の取得促進のための措置を実施。
-----	-----------------------

目標達成のための対策（令和7年4月～）

- ①職場内の意識啓発等により年次有給休暇の取得促進を図る。
- ②年次有給休暇を取得しやすい職場環境を整える。
- ③勤怠システム導入を進め、管理者も個人もが勤怠状況、年次有給休暇取得実績の把握効率化による、取得率の向上をめざす。

○次世代育成支援対策に関する事項

目標4	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進。
-----	---

目標達成のための対策（令和7年4月～）

- ①各地域、学校の企画するインターンシップ事業の受け入れ促進を図る。